

Preparedness and Dignity of the Samurai III

—A Study of Samurai and Bonge in Sendai Han—

HOTTA Yukiyoshi

要 旨

仙台藩における身分の違いに「士」と「凡下」という区別がある。同藩においては士と凡下の身分別に基づく本来的なあり方を維持しようとする種々の法令が見られ、身分的上下関係の弛緩は藩内の身分秩序に悪影響を及ぼすものであり、看過できない問題であったことがわかる。そこで本稿では、士と凡下との本来的なあり方がどのようなものであり、それがいつ如何なる理由でどのように変容していくのかを検討し、近世身分制社会を理解するための一助としたい。

キーワード： 仙台藩
士
凡下
苗字帯刀
無礼

(平成23年9月30日受理)

武士の嗜み、武士の威厳 その三

——仙台藩の士・凡下に関する一考察——

堀田 幸 義*

はじめに

仙台藩における身分の違いに「士」と「凡下」という区別がある。これは同藩に限ったことではなく、諸藩に見られることが水林彪氏によってすでに指摘されている^①。しかし、その後、士と凡下をめぐる問題が正面から取り上げられることは無く、仙台藩についても士と凡下の解釈に一定の理解が得られるまでには時間を要している^②。

では、士と凡下とを研究することにどんな意味があるのか。筆者はかつて仙台藩の書札礼の問題を扱った論考の中で、同藩が書札礼を以て士と凡下の区別を明確にするような政策を行っていることについて触れたことがある^③。すなわち、一八世紀後半以降の仙台藩では複雑で交錯する身分規定に加え、商品貨幣経済の発展に伴う奢侈的な時代の雰囲気や打ち続く災害などに起因する藩財政の窮乏と、領内の疲弊による階級闘争の激化など、あらゆる要素が身分的上下関係の弛緩を招き、藩は身分制維持の観点から藩士や領民に書札礼遵守を求める法令を出し、日常的な文書の授受にあたって身分相応の書札礼を互いに守らせることにより、「御直參倍臣^{階方}之分しかと相立^④」て、「士凡下之分しかと相直^⑤」させようとしたことを指摘している。

また、別稿^④にて仙台藩士の行列に関して考察を加えており、士が凡下に侮られる姿についても紹介している。身分制の社会であつても身分秩序を維持し続けることは難しく、仙台藩では一七世紀後半から一九世紀半ばに至るまで士に対する凡下御扶持人や百姓・町人らの無礼を禁ずる法令を何度も出し続けており、中には路上で諸士にぶつかると無礼者まで見られたこと、藩財政も藩士たちの家計も極めて危うい状況に陥る一八世紀半ば過ぎには、経済的

な困窮に喘ぎ供連を以て武士の嗜みを表現することすらできない、あるいは、しない者たちの姿が見られること、そして、当時の士たちは百姓・町人らに混じって芝居や相撲を見物し町の「洗湯」に通うなど「士凡混雑」の姿は常態化しており、身分制の崩壊に繋がる綻びは社会の至る所で顕在化していたこと、一方では財政再建を目論む藩当局自身が献金行為による金上侍の台頭を許し、士を侮る「富商富農」まで見られたことについて述べている。

仙台藩においては士と凡下の身分別に基づく本来的なあり方を維持しようとする種々の法令が見られ、身分的上下関係の弛緩は藩内の身分秩序に悪影響を及ぼすものであり、藩にとつても看過できない問題であつたことがわかる。したがって、そのあり方がどのようなものであり、それが如何なる理由でどのように変容していくのかを探ることは、仙台藩における身分秩序の変容過程を追うことであり、近世身分制社会の実相を探る一助となるものと考えている。しかるに、筆者自身のこれまでの論文では、紙幅の都合もあつて、士と凡下との関わりについては簡単な説明に止まつており、きちんとした整理ができないまま現在に至っている。そこで、本稿では、別稿にて十分扱うことのできなかつた士・凡下の問題に絞つて考察を加え、近世社会における変化の様子を仙台藩を事例に素描してみたい。

* 宮城教育大学教育学部社会科教育講座・准教授

一、誰が「士」で、誰が「凡下」なのか

① 仙台藩における士・凡下規定

それでは、まず初めに、「士」と「凡下」について確認しておこう。仙台藩では、藩の領域に住む人間を士と凡下に二分する身分規定を定めており、士・凡下という身分別を元にあらゆる生活規制が敷かれていた。もちろん、いわゆる士農工商というような身分把握もなされているが、そうした職能に基づく分類を包括するものとして士・凡下規定を設けている。

では、具体的に言ってみよう。士・凡下規定を設けている。か。この点については、すでに拙著の中で説明しており、それ以前に高柳真三氏が述べているところでもあるが、今一度確認してみたい。

『諸覚』には、「侍・凡下格合之事」と題して次のようにある。

一、侍・凡下格合之事

評定所御座敷間之内ニ而可承者

一、詰所以上之輩分大番組迄

一、御召出御目見以上之寺院

一、御目見以上之社家・山伏・検校・勾当

但、御目見以上と而も紫分以下之座頭ハ縁類ニ而、御目見以上と有之ハ入院・

代替り或ハ年始等指定御目見被 仰付候格之者ニ而、不時ニ御目見被 仰付候者

之義ニハ無之事

右何も妻子共同様之事

一、御縁類ニ而可承者

一、大番組之外侍分之者

一、御目見以下之寺院平僧迄

一、御目見以下之社家

一、御目見以下之山伏・座頭

但、御知行・御扶持方被下候者并ニ不被下候共山伏ハ先達・年行事・小先達、座

頭ハ検校・勾当

一、倍臣之内左之通組士格

一、御一門衆家来ハ一家分小性迄

一、御一家・准御一家・御一族・御家老之家来ハ一家分留主居迄

一、代々着座并ニ大番頭格以上之家来ハ一家分家老^{家老指次}まで

但、衣体之代々着座之家老ハ白洲ニ而

右何も妻子共同様之事

一、凡下格之者

一、侍分ニ無之御扶持人并倍臣・百姓・町人等

一、社家ニ而も百姓等ニ兼候^{兼候}、山伏ニ而は輕官仕^位・院号杯付候而も御知行・御扶持方

不被下者、出家ハ道心者・丸人杯之類、座頭紫分以下

一、諸侍召仕候女之事左之通

一、御一門衆ハ老役分小性迄縁類ニ而可承候

但、右之内嫡子持候妾ハ評定所え不罷出、屋敷^{屋敷}え承り可承候

一、御一家・准御一家・御一族・御家老・代々着座・大番頭格以上は、老役并ニ嫡子を

持候妾ハ縁類ニ而可承候事

右之外何も凡下格、縦侍之娘召仕候共同然之事

一、縦侍ニ而も凡下之罪ニ落候而僉義被 仰付候者ハ其時々從指図白洲ニ而可承候事

一、浪人者ニ而も侍相立居候ハ、侍之格ニ可相尋候、縦御家中之者ニ而も御改易被仰付

而無進退之者并出奔等致候者、侍を相止凡下之身持ニ成候分ハ何も凡下之通白洲ニ

而可承候事

一、諸家中浪人ハ凡下ニ候事

一、侍之次男・三男又ハ浪人侍ニ而も与力ニ居候者ハ其宿之内之者同然ニ候間、口書之

文言侍之名元・美様ニ為書可申事

右之通士凡格合之儀御定ニ候条、右之趣を以相心得可申候、文通取遣之儀ハ縦御定ニ候

共時季をも取計其時々相応ニ取遣可仕候事

文政十三年霜月

これは近世後期の文政一三年（一八三〇）十一月に仰せ出されたものであり、後ろから二つの条文を除き、享保一一年（一七二六）七月に四奉行連名で町奉行と評定所役人へ出された「評定所諸定之事」⁶（僉議場所や評定前・僉議前の取り扱いなどに関する規定）にもほぼ同じ内容の条文を見ることが

表 士と凡下（文政三年（一八三〇）一月）

<p>士・士分</p>	<p>①直臣 【語所以上之輩分大番組迄（右何も妻子共同様之事）、大番組之外侍分之事】</p> <p>②陪臣 【御一門衆家来ハ一家分小性迄、御一家・准御一家・御一族・御家老之家来ハ一家分留主居迄、代々着座并ニ大番頭格以上之家来ハ一家分家老まで（但、衣体之代々着座之家老ハ「凡下」、（右何も妻子共同様之事）】</p> <p>③宗教者 【御召出御目見以上之寺院（右何も妻子共同様之事）、御目見以下之寺院平僧迄、御目見以上之社家・山伏・檢校・勾当（御目見以上と有之は、入院・代替り或ハ年始等指定御目見被 仰付候格之者ニ而、不時ニ御目見被 仰付候者之義ニハ無之事、右何も妻子共同様之事）、御目見以下之社家、御目見以下之山伏・座頭（但、御知行御扶持方被下候者并ニ不被下候共、山伏ハ先達・年行事・小先達、座頭ハ檢校・勾当】</p> <p>④女性奉公人など 【御一門衆ハ老役分小性迄、御一家・准御一家・御一族・御家老・代々着座・大番頭格以上は老役并ニ嫡子を持候妾】</p> <p>⑤浪人 【浪人者ニ而も侍相立居候者】</p>
<p>凡下</p>	<p>①直臣・陪臣・民衆 【侍分ニ無之御扶持人并倍臣・百姓・町人等】</p> <p>②宗教者 【社家ニ而も百姓等ニ兼候、山伏ニ而は輕官仕・院号杯付候而も御知行御扶持方不被下者、出家ハ道心者・丸人杯之類、座頭紫分以下】</p> <p>③女性奉公人など 【「諸侍召仕候女」のうち士分扱いではない者（縦侍之娘召仕候共同然之事）】</p> <p>④もと侍など 【縦侍ニ而も凡下之罪ニ落候而僉義被 仰付候者、縦家中之者ニ而も御改易被仰付而無進退之者并出奔等致候者、侍を相止凡下之身持ニ成候分】</p> <p>⑤浪人 【諸家中浪人】</p>

『諸覚』（宮城県図書館蔵、整理番号（KM3181-2）より作成。

このように、仙台藩では、藩および各藩士家（給人家）の役列上での位置づけや宗教者集団内部での位置づけ、そして各家内部での位置づけなどによって、その人間が士身分なのか凡下身分なのか細かく分類している。「侍分ニ無之御扶持人」とは凡下御扶持人と呼ばれる層で、享保一四年（一二二九）の時点では、御旗元足輕・御足輕御小人組拔・御足輕・御小人・諸職人・御路地の者・御馬口取・御駕籠の者を指しており、その序列も不明瞭で、寛延三年（一七五〇）の頃までは大肝入などは含まれていなかった。その後徐々に範囲が拡大していき、幕末にかけて大肝入だけではなく「在々肝入・檢断」や「御城下町檢断」をも含め凡下御扶持人層として把握していくようになる。

また、享保三年（一七一八）七月には、家内部の成員について士・凡下の別が定められている。それによれば、「御目見已下之社家」・「御目見已下之山伏・座頭（但、御知行御扶持方被下候者并御扶持方不被下候共、山伏ハ先達・年行司・小先、座頭ハ檢校・勾当）」および「陪臣之内兼テ士分御取扱之者」は、当人だけでなく嫡子も士分でいられたが、次男・三男・弟などはその家に同居している者だけが認められ、もし彼らが別の家で医業などを営んでいる時には、「其家人人数」に含まれていたとしても凡下身分とされた。これは必ずしも居を同じくしているかどうか重要なのではなく、困窮などの理由で同居できずにやむを得ず親類の許に身を寄せているような者であっても、「渡世の営」＝「医業或ハ凡下之営」さえしていなければ、「諸芸之指南等」をしていても士格に取り扱べきものと決められている。つまりは、普段の職業として「凡下之営」を行っているかどうかで、同じ家に生まれたとしても士と凡下どちらの扱いをされるかが違っていたことがわかる。

また、支配者身分たる士は政事と軍事を担う存在であり、それを家職としているのであるから、万が一にも「凡下業」をしていたことが発覚すれば厳しい処分の対象となり、父子ともに「凡下ニ被相落」することもあった。

なお、人々を侍（士）とそれ以外（凡下）に分ける分類方法については、中世社会にも身分制度上の大きな柱として侍・凡下の別が存在しており、これについては田中稔氏の研究に詳しい。田中氏によれば、「侍」と「凡下」には服装や検断沙汰などにおいて顕著な差別が見られ、これは仙台藩における士と凡下にも通ずる点である。ただし、中世社会にあつては、もともと朝

廷官位を叙位任官し得る家柄の者かどうかで侍身分なのか凡下身分なのか違っており、朝廷により補任される官位が身分の区別に大きな役割を果たしていたが、仙台藩では、表に見るような基準で士と凡下とが峻別されることになる。

② 入り組む士と凡下

藩の規定はいくつかの点で問題を孕んでいるように思われる。つまり、①藩の直臣でありながら士身分になれない者がいる一方で、陪臣でありながら士（陪臣士分）に位置づけられた者がいたこと、②陪臣士分になれる者の範囲は各々が仕える主家の家格や藩の役列における主君自身の位置づけによって違っており、その人間が主家の役列でどこに位置するのかによっても異なっていたこと、③同じ僧侶集団内部あるいは神職・修験・座頭各集団内部にも士身分と凡下身分の両方がいたこと、④僧侶・神職・修験・座頭の宗教者全部が同じ規定を受けるわけではなかったこと、⑤例えば、陪臣士分である者の息子のうち、嫡子は無条件に士分となるが、次・三男は「其家に同居せしめ候者」だけに認められているなど、ややもすれば家内部に士身分と凡下身分が併存する可能性があったことなどである。

したがって、例えば、藩の簀元足軽や足軽も在方の大肝人同様に凡下身分となり、陪臣ではあるが組士格に取り扱われている門閥層の家老などよりも低く位置づけられているなど、二者間の身分的上下関係を考える時には、直臣・陪臣の区別だけではなく士・凡下の別をも考慮する必要があるためである。さらには藩とは別の「侍格」を定めている給人家もあつたというから、その人間をどう位置づけるのかはかなり複雑になってくる。

実際に、宝暦九年（一七五九）三月には領内山伏たちがその身分的取り扱いをめぐる訴えを起している。『高野家記録』宝暦九年三月一八日条によれば、「宗呼院配下」の者たち全てが何らかの事情で評定所において「御詮儀事等」を受けることになったが、山伏集団が僧侶集団とは異なり「凡下並二御白洲二而」尋問を受けたことから、それを「迷惑」だとし、「諸山伏」たちが「他宗同然二御座敷二而 御尋等被成下度段何も連判二而」願い出る事態に発展している。そこに居合わせた高野家の家中山伏「伝法院」と「観

明院」両人は連判へ加わらずに帰参し、高野家当主に事情を説明している。

「兩人とも訴願運動に加わるにあつたの「物入」・「金銭」を払うことを嫌がったようであるが、家中山伏であるということ評定所での扱いが他の山伏と異なるのではないかと思つていたふしがある。これに対し高野家では、伝法院には「御手前御家二而は中老下之身分二而、御評定所御座敷罷出候身分二無之候、併修験方之儀ハ此方二而不相知候、御家二而之格合ハ右之通二候、其心得可有之事」と、観明院には「伝法院次二ハ御会釈有之候、仍御評定所御座敷上り候身分二ハ無之候、乍去修験方之儀ハ此方二而不相知候、御家二而之格合は右之通二候、其心得可有之事」と語り、高野家内部の位置づけを考えれば評定所の座敷へ上がる身分ではないと結論づけ、なおかつ、「修験方之儀」については承知していないと答えている。

つまり、高野家は家格着座であるから、高野家家中の序列で言えば伝法院も観明院も陪臣士分の扱いを受ける筈は無く、評定所の座敷へは上がれないが、「御目見以上」の「山伏」であれば座敷内へ入れることになり、彼ら二人の山伏集団内部での位置づけが今度の問題となつてくるのであつて、それには高野家は関与できないのである。

仙台藩における士・凡下の別は評定所での僉議場所を以て象徴的に表されており、正徳四年（一七一四）八月頃に評定所で定め置かれたとされる藩の刑罰体系も「士罪軽重之次第」と「凡下罪軽重之次第」とに二分され、士身分を剥奪され凡下身分に落とされた者は「凡下罪軽重之次第」に則つて刑罰に処されることになる。^⑩ここで山伏たちが問題としている詮議場所についても士と凡下とで明確な区別がなされており、評定所の「問の内にて可承者」と「縁側にて可相尋者」が士・士分で、「白洲にて可相尋者」が凡下とされていたのであつた。士が「御白洲」にて取り調べを受けることは無かつたし、凡下が評定所の「御座敷」で尋問されることも無かつたのである。

二、士の表象

中世社会における侍と凡下とが検断沙汰においてその違いを明確にされていたのと同じように、仙台藩でも評定所における取り扱いや適用される刑罰

体系に違いを設けることで両者を区別していたのであるが、士身分を表象するものとしては、他に何があったのであろうか。本節では、①名前、②格好、③供進とぎづれについて取り上げてみたい。

① 名前

これまでの研究では仙台藩における百姓・町人の苗字公称は貞享元年（一六八四）以前から禁じられていたことが指摘されており、禁止された時期については不明だとされてきた。すなわち、貞享元年一〇月に「百姓と町人は、苗字を名乗ってはいけないことになっているけれども、もし内緒に苗字を名乗り、証文などにも苗字を書くことがあると、侍と区別がつかないので、内々の証文などにも苗字を書かず、『何村何町だれ』と書くべき」旨が命ぜられており、貞享元年以前から禁止されていたことがわかる。

この貞享元年令は百姓・町人による苗字の私的使用を警戒し出されたようだが、百姓の苗字に関しては、安永四年（一七七五）七月に志田郡稲葉村の肝入・検断である友助が藩へ提出した「古人書出」に興味深い記述が見られる。書出によれば、「一村之内草創之御百姓」であった友助の先祖紺野因幡は、慶長九年（一六〇四）古川町の町割りが行われた際に同所の検断役を仰せ付けられている。この時、当時「次郎兵衛」を名乗っていた彼が改名を願い出たところ、苗字を尋ねられ「御百姓之儀苗字所持不仕」と答えている。それに対して「苗字可有之儀ニ候間無遠慮申上候様」にと「強て」仰せ渡され、自分の苗字が紺野であることを告げると「苗字帯刀御免被成下紺野因幡と相名乗り検断相務」めることになったのだという。

すなわち、一七世紀初頭の段階で、「一村之内草創之御百姓」という由緒ある者であっても自分たち「御百姓」は苗字の公称を許されない身分であることを自覚しており、一方で藩の側は百姓であっても苗字を持つものがあることを知っていたのである。

また、仙台藩では一七世紀後半から家中や領民の名前に関する様々な政策を実施しており、「因幡」のような下司なしの「受領名」についても一般民衆が容易に名乗れるような名ではなくっていくことになるが、先の事例は苗字だけではなく「受領名」をも名乗ることを許可した事例と判断でき、こ

の時点では、身分規制の一環として「官名」や「受領名」を民衆から奪い百姓身分に相応しい名前を強制するというような考え方がそれほど強く見られなかったことも指摘できよう。

なお、安永二年（一七七三）三月に牡鹿郡女川浜女川浜屋敷大肝入の丹野勇吉が提出した「代数有之御百姓書出」にも「一村草創之御百姓二而、当郡葛西御領地之節今当浜古来之御百姓」であった同家先祖が「平塚下総」を名乗っていたことが記されており、戦国期から続く「古来之御百姓」が苗字を名乗り「受領名」を名乗っていたことがわかる。

では、いつの頃から禁止されるに至るのか。現段階でははっきりとしたことは言えないものの、どうやら四代藩主綱村幼少期の寛文年間に「御分領中苗字帯刀官名被相留」ということがあったようである。安永八年三月に伊具郡西根耕野村の肝入伝六が提出した「代数有之御百姓書出」によれば、往古よりこの地に住む同家は藩祖政宗期に軍功があったとされる「鏝鉄炮之者百五十人之内」の一つで、先祖小野出雲、二代小野采女、三代小野出雲、四代小野主計、五代小野但馬と、苗字を名乗り、かつ、古代律令制下の官途・受領名に由来する「官名」・「受領名」を称す存在であって、刀も差していた。ところが、「寛文中御分領中苗字帯刀官名被相留」ということがあり、それ以降「帯刀不仕苗字も相名乗不申」ようになってしまったという。そして、同家では、六代与惣次、七代惣兵衛、八代惣兵衛、九代孫十郎、一〇代惣兵衛、一一代庄之丞、一二代伝之丞、一三代伝六と名乗り、かつての歴代当主が名乗って来た「官名」・「受領名」をも諦めることになるのであった。

② 格好

その人間が士なのか凡下なのかを見分けるのに最も重要なのが、当人の格好であろう。苗字や名前は一瞥しただけでわかるようなものではないが、何を着ているのか、袴をはいているのか、佩刀しているのか、といった「格好」は誰が見ても明らかだからである。

まず、衣服については、藩の「百姓御条目之事」の中で百姓による絹類の使用禁止が明記され、布・木綿のみの使用が義務づけられており、明和七年（一七七〇）に布達された「士凡衣服制之事」においても「百姓衣類男女と

も布・木綿着用可仕候」・「御城下町人衣服、門前町之者迄、男女ともに木綿可相用候」と記され、絹紬の使用を許されている士身分とは明らかに違った扱いを受けている⁽¹⁶⁾。

袴については、すでに磯田道史氏が「袴が着用できる家臣(侍・徒士)と袴が着用できない家臣(足軽以下)のあいだに大きな格差が存在していた」ことを明らかにされ、「これまで武士の身分表象といえは『帯刀』が重視されてきた」が「それ以上に『袴の着用』の有無が近世武家社会で重要な働きをしていた事実」を指摘されている⁽¹⁷⁾。

帯刀よりも重要かどうかは一時措くとしても、仙台藩の場合も、士が袴を身につけない格好⁽¹⁸⁾。「士凡下之見分ケなき体」ということになり、厳しく咎められたことがわかる。なお、詳細は不明であるが、「旅行等」の時の「無袴」は許容されたようである。

また、帯刀については、前述した肝入伝六の書出が重要となってくる。「寛文中御分領中苗字帯刀官名被相留」という記述が事実かどうか、傍証する根拠を持たないが、寛文八年(一六六八)には城下町町人に對し帯刀禁止令が出され肝入レベルまでが刀を差せなくなることをも考え合わせれば、あながち誤りとは言えないのではないだろうか。

従来は、町人一般への帯刀禁止令が出されたのが寛文八年で、百姓へのそれはやや遅れて出され、大肝入以外の帯刀を禁じた貞享元年(一六八四)の法令が最も早いとされてきたが、藩の帯刀禁止令は町方・在方ともに寛文期に出された可能性がある。寛文八年とは幕府が町人の帯刀を禁止する法令を出した年であるが、仙台藩の規制との繋がりについては不明である。

この後、天和三年(一六八三)民衆の生活規制に関する幕府法令を受ける形で仙台藩も帯刀に関する禁止令を発し、格別の由緒を持つ御譜代町検断についても帯刀を禁じ、宝永二年(一七〇五)の法令で大肝入やその子供の帯刀権についての詳細を示すことになる。

③ 供連

最後に士たちの供連についてである。これについては別稿⁽¹⁹⁾にて詳述しており、そちらに譲りたいが、ポイントだけ記せば次のようになる。

そもそも藩内の武士たちがその身分格式に応じて武具・馬具を整え相應の家臣を召し抱えるべきであることについては、二代藩主忠宗期に出された家中法度に明記されており、寛永一三年(一六三六)九月、忠宗への代替わりに際して出された「諸法度」に「一諸侍、分限に随ひ、馬其外武士の道具相嗜むべき事」とあり、同一五年三月に出された「書出」にも「一隨身上武具鞍具嗜可申候、付内之者可相抱事」とある。後の五代吉村の宝永元年(一七〇四)に出された「定」は、幕末まで維持される家中法度であるが、そこでもやはり、「一、応分限郎従令扶助之并弓・鉄炮・鎗・甲冑・馬皆具可嗜之、兵具之外不入道具ヲ好、私之奢イタスヘカラサル事」とある。

藩士たちの国元における行列については、吉村期の元禄一六年(一七〇三)に石高を基準とする藩士たちの供連規定が出され、引き連れるべき「侍・若党」の人数について七段階に分け示されている。その後、享保一七年(一七三二)一一月に同藩の家格門閥層に関する規定が出され、役職従事者についても同時期に出されたのではないかと思われる。その内容は、無役の家格門閥層の場合も役職従事者の場合も、「布衣御供之節」、「御城下御名代常々共」、「在郷え御名代之節」、「年始・歳暮」の四つのパターンに分け、それぞれの行列構成について定めており、何のためにどこへ向かうのかによって、それに相應しい行列を組むことが求められたことがわかる。

これ以後、藩士たちは、この享保一七年令に基づき供を召し連れる必要があったが、未曾有の大凶荒が発生してしまふ宝暦年間に供人数削減をも含む厳しき儉約令が発せられ、一八世紀後半以降は、藩の政策も供人数の御用捨と旧例への回帰を右往左往することになる。

元来、相應の家臣を召し抱え外出時には彼らを引き連れて歩くのが士たる者の慣わしであり、「士風之覚悟」を示す行為であった。が故に、供を連れずに出かけた者は、その「無僕足軽体之容子」を糾弾され、「無僕二而出行」く行為は「可恥入程之義」だとされたのである⁽²⁰⁾。宝暦二年(一七五二)六月五日、古内肥後組の坂本養十郎は、清之丞という人物を怒りにまかせ傷つけ、清之丞が黙っていたことをよいことに報告もせず、かつ、「分限二応し郎従召抱候筈之御定」であるにも拘わらず「五百石以上之禄を拝領し居ながら無僕同然之体」につき不届き至極ということで、「御城下并宮城郡・名取郡・

黒川郡三郡御追放」の刑に処されている。^① 仙台藩が、活きた規定として供連規定を運用し、「御定」を遵守するよう藩士たちに求めていたことがわかる。

ところが、この事件から約四年後の宝暦六年正月の儉約令を出すにあたって藩は大幅な供人数の削減を認め、大番組士らへ「或ハ一僕、或ハ無僕二而も勝手次第」と命じたのであった。その後も同藩は財政再建のために儉約令を出し続けており、しばしば「面々身持等之義」を「用捨」し規定を緩め、時に儉約令以前の状態に戻し、時に微調整を行うなど、紆余曲折していくことになる。

藩士たちの側も、供連にこだわる者、こだわらない者、そして、こだわれない者たちが多く見られるようになっていくのであった。

二、変わりゆく世の中

① 藩財政の窮乏

仙台藩では、一八世紀前半の元禄・享保期にも藩財政の悪化や家中の困窮化が見られるものの、一八世紀後半以降はその度合いがより深刻化していき、藩の身分秩序に基づく本来的な社会のあり方も変容していくことになる。

六代藩主宗村の宝暦六年（一七五六）正月二日、「詰所以上之衆惣登 城」^②の上で厳しき儉約令が発せられている。それによれば、五代藩主吉村の享保二〇年（一七三五）に世子宗村の正室として將軍家から利根姫を迎えて以来、寛保三年（一七四三）の吉村から宗村への代替わりと延享元年（一七四四）の初入国にあたっての物入り、翌二年の吉村室冬姫・宗村室利根姫両人の相次ぐ死、寛延二年（一七四九）の領内大凶作、同四年（宝暦元、一七五一）の幕府からの東叡山寛永寺の普請役賦課といった、莫大な経費を要する出来事が連続して起きただけではなく、宝暦四年（一七五四）まで「米穀下直」状況が続いたせいで藩士たちも困窮の度合いを深め、それに追い打ちをかけるかのように、宝暦五年、「五十四万石余之御損亡」をもたらす領内大凶荒が発生してしまったのだという。

そして、「御蔵米御扶持方御役料等に被下候御用穀半分余不足」し「御蔵元」からの借金に頼り切っている藩にとっては、藩士たちの窮乏を救うべく「御

恵」を下賜することも叶わず、逆に「何も甚困窮知行不熟之輩」を前に「元禄年中御逼迫之節」のような「御家中御手伝金」を課すわけにもいかず、もはや「前々被 仰付よりも甚しく別段ニ御儉約不被相行候而ハ不罷成」ような事態となっていた。そこで「当子年今辰年迄五ヶ年之間身持各別に省略」することを義務づけ、供人数についても大幅な削減を命じたのである。

続く七代重村期の明和二年（一七六五）には旱害により引き起こされた三一万石に達するほどの減収などによって藩の財政がガタガタになっており、明和二年一月には知行高三貫文以上の士たちに四年間の貸上を命じている。^③ こうした財政難に加え、同四年正月には幕府より関東諸川の修理普請が命ぜられ、同年四月、藩は一門以下知行高三貫文以上の藩士に手伝金を課すのであった。また、「御川御普請方御金不足」ということで、「城府之商家・富候者ニ金上候様ニとの義」を奉行衆自らが命じており、「富商四十人計執政御亭召て直々御貸上金被仰渡」など「古来不及承由老人共申」するような前代未聞の献金を領民たちにも求めている。^④ こうしていわゆる金上侍が続出することになり、凡下の士分化が進んでいくのであった。すなわち、修理工事は同年の六月に完了し一二月には献金者総計三〇〇余人を表彰しており、その際に金上侍の番外士安倍清右衛門を始め一人が大番組士に取り立てられ、商人・百姓ら多くの者が献金高に応じて知行や扶持を給され、持高を素年貢にされている。

② 「富を以て貧をのむ」世の中

こうした藩内の富裕者からの献金が一八世紀後半以降の藩財政再建策の一つとして位置づけられていたことは間違いないが、その前提として考えなければならぬのは、富を蓄え身分を買えるような町人・百姓らが出てきたという点であり、彼らの勢いは『高野家記録』においても記されている。

明和七年（一七七〇）九月二三日、高野倫兼と家臣清野依古は『日本之金持書立』なるものについて話している。^⑤ この書立には「奥州瀨金屋善之丞、田地八万八千石」などといった具合に、全国のお金持ちについてのデータが書かれており、彼らの土地や船・蔵の合計数は、「右高寄四十六万九千石、船数式千百六十三艘、金蔵四十四所、銭蔵四十四所、土蔵式百八十三所」であつ

たという。これを見た清野は、「人君財用之乏不可憂」と言い「た、仁政を可勤耳」と語り「歎息」しており、倫兼は「百姓・商人田地所持する素ハ以富呑貧」むところだと述べている。

いわゆる宝暦・天明期の社会変動は夙に指摘されるころではあるが、紅花や藍などの商品作物の生産が広がり、全国的な商品流通の発展が顕著となってくるこの時期に、高野家中も紅花取引などをめぐって「富」に「呑」まれる経験をしており、苦しいほどの「姦商勢」を味わっている。

管見の限り、高野家中による紅花栽培は宝暦二年（一七六一）以前から行われており、同家の小姓であった「西山権九郎」は「御家中之輩手作紅花藍水花」を柴田郡村田町の在方商人と思しき「村田町十郎左衛門方」へ取り次ぎ「年来売渡」していたことが確認できる。また、明和六年（一七六九）六月頃には「紅花家中手作年々前金借用紅花を納而弁金する所、次第二貸候者姦計し、高直ニ求候望の者も商家中間之事故争奪之様ニ成を遠慮し、前金貸者次第二勝ニ乘し貧家をのミ、其勢ひ甚し」く「前金貸者のミ数多の利を漁り、皆々相痛」むという状態で、この様子を知った倫兼は、「今年は誰ニよらず紅花望次第為直付、高価之者え可相墮候、金貸候者え不墮時ハ、五十切一步之息ニ而可相返由」を申し渡している。そして、「大河原・白石・沼田・村田辺之花買相集、入札せしめ」たようで、「村田郷」以外の商人とも取引していたことがわかる。

江戸時代の仙南地域は紅花や煙草などの商品生産が進んだ地域として知られており、この地域に知行地を持つ給人領主がその紅花取引に積極的に介入した事例として特筆すべきものがある。また、同年一〇月には、秋保家家臣と紅花の値段について往復文書を交わしていることから、他家家中にあつても紅花栽培が行われていたと思われる。仙南地域は、阿武隈川や街道によって伊達・信夫といった福島方面あるいは関東地方へと通じており、在方商人が独自の通商関係を結んでいたとされる地域で、村田方面から山形城下へ向けて紅花が出荷されていたこともすでに指摘されており、高野家中らの栽培した紅花もそうした流通網に乗って領外へと運ばれた可能性がある。

いずれにしても、一八世紀後半の高野家家臣たちは、商人資本から借りた資金を元手に紅花栽培に励み、生花を売ることによって生計を維持して

り、そこには暴利を貪る「姦商」たちの姿が見え隠れしている。この事例は、藩陪臣の事例であり、士身分の事例とすることはできないが、寛政九年（一七九七）生活に行き詰まった藩士たち二〇三三人が一味同心して自分たちの生活の惨状を訴えた『落文写』にも、「至極功者へ罷成」った「かしかた仕候者とも」によって多重債務に追い込まれていく藩士たちの様子が語られており、経済的弱者へと転落していった士の姿が描かれている。今や「富を以て貧をのむ」凡下たちは至る所に見られたのであり、「富」に「呑」まれる士たちも多く存在したのである。

三、玉蟲十蔵の見た世の中

① 「士凡混雑」

天明四年（一七八四）二月に当時町奉行仮役であった玉蟲十蔵は藩へ意見書（『仁政篇』）を提出している。同書はもともと在仙奉行の中村日向からの依頼に依って書き上げたというが、本稿で取り上げている士と凡下について興味深い記述が随所に見られる書物である。そこで、以下、『仁政篇』をもとに一八世紀後半における士・凡下関係について探ってみることにする。

『仁政篇』には「士風御吟味之事」と題し次のようにある。

士風御吟味之事

一、士風御吟味之筋前文段々申達候通に有之、第一士凡混雑仕候方より身分取失ひ、町家之風に罷成候義と奉存候。甲州之士は今以町人と同座不仕由承及武田家之余風残り候義と感心仕候。農工商之三民は凡下一統之事に御座候へ共、猶以町人は利潤を専と仕華美風流之者に御座候間、諸士相交候而は一入風儀取失ひ候物に御座候条、町家之交厳に被相制可然奉存候。

一、所々神事祭祀に角力芝居近來盛に罷成、諸士之見物決度被制置候義と御座候得共、若き男女承及候者ぞろに難止、前后を不弁猥りに入込候者間々相聞得候。御掟を違犯仕不都合之事には御座候得共、目前に樂事有之人情難止筋無余義事と奉存候。右分仕候而は公法は勿論父兄親族にも押隠し忍入候風に罷成、心術甚卑陋に相至夫分して諸々茶屋、又は町家等に入込種々之姦行相発候義と奉存候条、角力芝居一切被相禁先規

之通操つり斗（闘）に被成置可然奉存候。扱又角力は力を争ひ候一通りに而面々屋敷等にて見物仕候義指支候品も不相見得、勸進角力は士凡混雑仕候方々被相制候義と奉存候。少進之士等中々屋敷江呼寄せ見物可仕様無之自ら勸進場に相越候様に罷成候義も有之、芝居とても浄瑠璃小歌に因而舞躍一篇に有之、遊女博奕之類とは品も違候事に御座候。御大國之御城下ヶ様之事迄被相禁候而は返而偏固に罷成一向和を失ひ不可然筋も相見得候。若右之思召に而最初被相免候事に御座候は、諸士共に見物御免被成下諸士は矢倉凡下は下棧敷と申様に席相隔、公然として被相明候は、諸士之姦心相止還而悪行相止候方と奉存候。諸事物を押隠し忍に仕候心より種々之姦行相免候根元に罷成候様、此所何分御吟味被相尽可然奉存候。

一、町家洗湯江諸士罷越候義達而被相禁候御格も不相見得、詰所以上之諸役人又は御近習向之者は自ら遠慮仕不罷越候処、右之外無役之諸士家々に而平日据風呂呂等相立兼候者は朝暮罷越候義に御座候得共、是又士凡入交り風儀失ひ候一事と奉存候條、洗湯は湯風呂二つに仕切入口も士凡相分け乱に不罷成様仕、詰所已下御近習向之外公然と御免被成下可然存候。江戸表に而男女入込み洗湯右之通二口に相分候所相見得候間、右之趣を以仕候は、聡と士凡相分候様可罷成義と奉存候事。

一、弓寄合揚弓誹諧賭之基將基被相禁可然奉存候。弓寄合は弓稽古之義に而目録等相懸候義射法にも有之不苦事之様には御座候得共、近来風儀無然罷成稽古不仕者も猥に寄合弱弓細矢等に而武備之筋一向無之、只もの賭之勝負を専と仕候に罷成士風取失ひ候体之者間々相聞得候條、弓稽古之外寄合一切被相禁射法に有之候共相紛候間、稽古之節も目録相懸候義被相禁可然奉存候。揚弓は本より武芸にも無之賭物一篇に而、博奕之類に相紛候間、是又厳く被相制可然候。誹諧は賭物之義は無御座候得共、多くは町人体に相交り手薄き当世之浮華に流候者に有之、士風を失ひ候一助に罷成候義と奉存候。基將基は不苦楽に御座候処、近来印と称し賭物仕候義間々被行候。是以博奕之風に相紛候根元と奉存候間、賭之基將基御制禁被仰出可然奉存候。

十歳によれば「身分取失」うもとは第一に「士凡混雑」が原因であるといふ。「仁政篇」には「士凡混雑」・「士凡入交り」という表現が間々見られ、彼が「士凡混雑」状態を身分制を狂わす元凶として捉えていたことがわかる。「甲州之士は今以町人と同座不仕」ことを知り「武田家之余風残り候」と「感心」する彼は、凡下身分の中でも特に町人との交際関係が士たちにとって最

も弊害をもたらすものであると考えていた。

すなわち、農・工・商は同じく凡下身分ではあるが、利潤を追求し「華美風流之者」である町人たちと諸士たちが交わることは「一入風儀取失ひ候」ことだとし「町家之交厳に被相制可然」と述べ、町人たちとの交際を厳しく規制するよう進言するのであった。最後の一条に見られるように、彼にとつては、弓寄合・揚弓・囲碁・将棋と異なり何かを賭けるような行為ではないにも拘わらず、「多くは町人体に相交り手薄き当世之浮華に流候」ということで、俳諧を楽しむことも「士風を失ひ候一助」になってしまふのである。

② 「楽事」に惹かれる士たち

彼は言う。諸士が相撲や芝居を見物しに行く行為は規制すべきものであるが、若い男女にとつては急には止めることができず、前後を弁えず見物しに行つてゐるのを聞くことがある。これは藩の法令を犯すものであり許容できるものではないが、眼前に「楽事」があれば止めがたいのが人情であり仕方の無いこともある。こうした行為により士たちの「心術甚卑陋」に至り、ひいては士たちが諸処の茶屋や町家などへ出入りし「種々之姦行」を行うことにも繋がるので、相撲や芝居を一切禁じ従来通り「操つり」のみを許可すべきである。ただし、力を競い合う相撲について言えば、各々の屋敷で見物する分には何ら問題はなく、芝居とても遊女や博奕の類いとは全く違ふのであつて、大國の御城下でこのようなものまで禁じたのでは、却つて「偏固に罷成一向和を失」つてしまふことになる。

「楽事」に惹かれる人情を如何に満足させ、なおかつ「諸士之姦心」を食い止めるにはどうすべきか、そこが問題であつた。こうした祭礼の場へ士たちが出入りすることに關しては、すでに享保六年（一七二一）五月に

一、御城下所々御神事御祭礼之節操芝居御免被成下候付、為見物諸侍之妻子參候者も有之様に相聞得候、惣て陪臣・町人・百姓之外、士は男たりと云共雑人凡下え相交り芝居等迄相越見物可仕訳に無之、況妻子等見物に遣候義、一向士身分之慎忘候仕形不宜候、先年も士の妻子寺方等え相越候に付被仰出置之品も有之末に候へば、一入面々覚悟可有之事にて候、旁以自今急度可相守候、若違犯之輩於有之は急度可被及

御沙汰事

右之通知兼而之相触可被申候、以上

享保六年五月

主計

刑部

石見

日向

という法令が出されている。⁽³²⁾これ以前の享保元年六月にも「諸士之後家・妻・娘等」が寺や神事祭礼の場を訪れる行為を禁ずる法令が出されているものの、⁽³³⁾止むことは無かったと見え、再び触が流されたのである。この史料から、一八世紀前半時点で仙台城下各地の神事祭礼の場では操り芝居を催すことが許可されていたことがわかるが、士身分の者は男性であっても「雑人凡下え相交り芝居等迄相越見物可仕訳に無之」とされており、その妻子はなおさら慎まねばならず、妻子を見物に遣わすことは「一向士身分之慎忘候仕形」とされたのである。この種の法令が何度も出されること自体が「士身分之慎」を堅持させたがっている藩の思惑通りには人々が従わなかったことを物語っており、実際に処罰者も出ている。⁽³⁴⁾

元文二年（一七三七）七月、上遠野下野組馬場清左衛門の弟馬場十之丞は釈迦堂大徳寺門前長四郎を殺害した科で尋問を受けており、彼が「白衣二而」釈迦堂へ行き「乞食之芸」を見物していたところ、長四郎が立ち塞がり悪口を浴びせ棒を持って懸かってきたため、斬り殺した旨を述べている。それに對し、この事件は、十之丞が旅行などでもないのに袴を着用せず「士凡下之見分ケなき体二而群衆之場二交」わっていたがために侮られ喧嘩に及んだものであると結論づけられ、なおかつ、彼が町同心に質問された際に自分の名前などはっきりと告げなかったため、「彼是不都合之仕形不届」ということで「閉戸」を仰せ付けられている。また、寛延二年（一七四九）八月には、徒組の伊藤五郎八郎が「荒町毘沙門祭礼場」において禁じられている芝居へ潜り込んだのみならず「見物之内刀脇指を不帯居凡下二紛」れ、小人目付が尋ねた時にも偽名を名乗ったということで、改易に処されている。

十歳の意見書はこれらの事件が起きた数十年後に書かれたものであり、ま

た、先の法令に類似したものが寛政年間に至るまで何度か出され続けている。「士身分之慎」が求められたとは言え、「樂事」に魅せられた士たちの行動を規制することが如何に難しいかを知ることが出来よう。

③ 茶屋へ行く士たち

士身分の者たちが茶屋や町家へ出入りするということについては、享保二〇年（一七三五）八月に本多伊賀組遠藤清左衛門の息子遠藤深之助が愛宕社へと参詣し「茶店」にて酒を飲み酔いづれ「誓願寺下河原」で寝ていたところを発見されており、彼には「先年酔狂を以人を刃傷」するという前科もあつたことから他国追放を言い渡されている。⁽³⁵⁾

藩の法令としては、宝暦六年（一七五六）一二月に

一、諸士近年御当地にて茶屋え参候者有之由相聞得候、御条目にも身持の義被仰出候事にて不都合の義に候、向後其身・嫡子は不及申、次男・三男・無進退之者たりと云共、茶屋等え参候義相聞得候は、密々に目付をも被相廻候間、不寄誰に急度曲事に可被仰付候事

右之通御家中不残相触可被申候、以上

宝暦六年十二月

和泉

監物

御目付中

という触が、「茶屋等え参候義相聞得候は、密々に目付をも被相廻候」といった脅しをきかせるような一文を含みつつ廻されているものの、同一三年（一七六三）には、「酒店江集会飲食し、御掟に背キ士風を乱」した、上遠野伊豆組御郡方四人定役人江志八之進、松岡新左衛門組吉川五郎兵衛、佐々久馬組赤井善内名代赤井清左衛門嗣赤井仲藏、御祐筆小原又左衛門嫡子小原正内、大町山城組下連十郎、佐々久馬組遠藤十左衛門名代遠藤十三郎の計六人が他国追放や閉門・閉戸の刑に処されている。⁽³⁶⁾

この事件は酒席での争いが刃傷沙汰に及んだことから発覚したものであるが、ここから宝暦六年令布達後も士身分の者たち複数名で「酒店江集会飲食」

することがあったことがわかる。寛政三年（一七九二）三月にも大番士濱田良輔が「市店ニ酒ヲ飲ミ或ハ金ヲ貪」る科で「北上川以北へ放逐」に処され、同日、徒小姓柳澤吉左衛門が「市井ニ米ヲ買ヒ詐謀ヲ以テ利ヲ貪ラントス或ハ市店ニ酒ヲ飲等ノ罪」にて「禄三分ノ一ヲ削リ閉門」を言い渡されている^③。その後も文政四年（一八二二）には大勢の武士が料理茶屋にて騒ぐ姿が目撃され、同八年（一八二五）六月には「諸士茶店え参慰候義ハ其身ハ不及申次男三男無進退之者たり共停止候処、近年茶屋え相越候義ニ粗相聞得」ということで禁令が出されており、一九世紀に入っても藩の「御掟」がどれほど遵守されたかは疑問である。

④ 「町家洗湯」へ通う士たち、町人地へ移住する士たち

十蔵は「町家洗湯」も「士凡人交り風儀失」う場の一つとして挙げています。当時の士たちは、「町家洗湯」へ通っており、規制する法令は無く、詰所以上の役人や近習向きの者たちは自重していたが、それ以外の諸士には自宅に「据風呂等相立兼候者」たちがおり、彼らは「町家洗湯」へ「朝暮罷越」すのだという。そこで、十蔵は、江戸の銭湯が男女を分けているように、入り口を分け湯槽を二つに間仕切りすることで「士凡相分候様」にした上で、詰所以下・近習向き以外の者たちへ銭湯へ通うことを公的に許可してはどうかと述べている。

ところで、これは、銭湯を利用している間の一時的な「士凡混雑」の様子であるが、一八世紀後半〜一九世紀前半にかけて武家地に住む凡下や町人地に住む士の存在が見られ、武士の居住地と町人のそれが厳然と区別されている城下町の原則的であり方が大きく崩れていったことがわかる。

千葉正樹氏によれば、安永元年（一七七二）成立の『封内風土記』には武家屋敷が廃され商店化している箇所が八九ヶ所もあり、『安政補正改革仙府絵図』には武家屋敷の地区に「拝借地」・「凡下拝借」と記された区画が目立っており、「丹下拝借」の多くが町人による武家屋敷利用の実態を指していると思われるという。そして、氏は、飢饉などによって武士が城下町を離れたことがその契機だとされている^④。

藩士たちの在郷移住は宝暦の飢饉が発生した一八世紀後半にはしばしば見

られるようになっており、一九世紀前半の天保四年（一八三三）には、「大番組始諸士定仙之義も段々被 仰出置候へ共、相続基本立兼候故歟、今以降立定仙之者も無之」という事態をもたらすまでになっていた^⑤。

ただし、問題は町人の武家屋敷利用だけではなかった。文政八年（一八二五）に出された法令によれば、「一、諸侍并侍分御取扱之陪臣町方住居之者多分ニ相聞得、身分之分子をもみたり甚不宜事ニ候間、御医師并陪臣医師之外町方住居相扣候様委細文化八年相触候処、今ニ住居之者俣有之事ニ相聞得候、不都合之至ニ候、町方住居せしめ候へは士風取乱し候筋ニ候間此上無延引段々屋敷々々え引移候様可仕候事」とあり、ここでは、「諸侍并侍分御取扱之陪臣」らの在郷移住ではなく「町方住居」を問題視しており、藩がそれを「士風取乱し候筋」だと認識していたことがわかる。

つまり、武家屋敷地の空洞化が進み、そこへ凡下が進出する一方で、「町方」へと流れたのか、それ自体が問題であるが、ここでは藩当局をして「町方住居之者多分ニ相聞得、身分之分子をもみたり甚不宜事」とまで言わせるほど居住地をめぐる「士凡混雑」が進んでいたことを確認するに止めたい。

⑤ 苗字帯刀の広がり

十蔵は、苗字帯刀をめぐる「士凡混雑」の様子を次のように語っている。

肝入等刀御免之義被相止候事

一、近年在々肝入金子被召上帯刀苗字御免被成下候。拙者義其向相勤不申如何様之思召に御座候哉御吟味之程は相心得不申、甚恐入遠慮至極に御座候得共、委曲前段申上候通之趣意を以相考候へは、是又民に驕を申し候義に而風俗無然罷成候根元に可有御座哉と奉存候。外に御指支も無御座候は、右帯刀苗字御免之義被相止、先規之通大肝入に限御免被成下候様仕度奉存候事。

一、町家肝入検断等帯刀苗字御免之義是又同様被相止可然奉存候。

一、右之外にも帯刀苗字御免之者数多有之、町家等には金子調達仕御免被成下候者間々相聞得、朱筋桃燈等迄相用候者有之候故、士凡混雑仕少進貧窮之士は返富商富農に被侮候様に罷成、士法不相立御法相乱候根元に可罷成哉と奉存候。其上町家荷物道中往來仕

候最料之者帯刀仕宿場を脅し候類、又は在々密穀等其方向に無之者等相改召捕脅し輕民は御役人と心得恐怖仕候類、種々之不都合に相至候義略相聞申候。畢竟士に無之者へ帯刀苗字御免被成下候に相紛右体之義に相至候義と奉存候間、惣而帯刀苗字等被相止可然奉存候事。

最近では在々の肝入たちによる献金行為の対価として苗字帯刀を許しているが、それは「民に驕を示し候義に而風俗無然罷成候根元」であり、「帯刀苗字御免之義」を止め、かつての如く大肝入に限って許可すべきである。それは、町家の肝入・検断の場合も同じである。この他にも苗字帯刀御免の者が数多存在しており、「朱筋桃燈等迄」使用を許可されている者がいることから「士凡混雜」状況に陥り、「少進貧窮之士」が「富商富農」に侮られるようにもなつてしまい、これは「士法不相互御法相乱候根元」である。さらには町人の道中荷物を差配する「最料之者」までもが帯刀し宿場を脅すなどしているため種々の迷惑が生じている。畢竟、士ではない者へ苗字帯刀を許していることから、それに紛れてこのような者が出てくるのであり、苗字帯刀を許可することを止めるべきである。これが、彼の主張である。

彼の生きた時代は、もはや近世前期の面影はないといった感じである。そもそも、仙台藩の領地には戦国期の大名家臣などを先祖に持つ者たちが広範に存在しており、豊臣政権の断行した奥羽仕置などによって主君を失った者たちが武士身分を捨て百姓へと転身することで生き残っていった様子が看取できるが、同藩は、そうした旧武士層や由緒ある百姓・町人らが大肝入・肝入や検断などに登用することで民衆支配を進めていくことになる。一方で、藩は、「御百姓」となった旧武士層から苗字を奪い、「官名」・「受領名」を奪い、そして、刀を奪っていくことよつて支配者身分たる士身分を際立たせていたのであつて、献金を募りそれへの対価として安易に苗字帯刀を許すことなど本来はあつてはならぬことであろうが、一八世紀も後半に至りそれが珍しくないような世の中になつていたのである。

明和四年（一七六七）の関東諸川修理普請の際に献金し大番組士に昇進したもと北材木町の本綿商人安倍清右衛門は、安永八年（一七七九）二月に藩の出入司に抜擢されているが、その年の一月八日には「御分領中肝入検断

一統為御役威之苗字帯刀麻上下御免被成下段」が領内に触れられており、実際に、献金することで苗字帯刀を許された事例を安永の『風土記御用書出』に見ることができ⁽⁴⁾る。この安永八年令と清右衛門の出入司就任との関わりについて知る術は無いが、献金行為によりのし上がった彼が藩の財政責任者たる出入司に就任して一年もしないうちに採られた政策であることは確かであり、安倍清右衛門の存在と何らかの関わりがあつても不思議ではない。なお、この政策を九月段階で聞き知った高野倫兼は、「村肝入共え苗字を称し刀帶事御免為御礼金廿三切充可献由国家命あり、在所之肝入ハ四十余切、町検断式人は三両充上候得と指図有由也、御領之村数九百七十五軒也、一村肝入壺人と見て二萬余切也」と記し⁽⁵⁾、村方からの献金総額「二萬余切」という数字を弾き出している。

玉蟲十蔵が『仁政篇』を著したのは、この安永八年から五年後のことである。繰り返しになるが、かつて士と凡下を苗字帯刀の有無でもって峻別しようとしていた藩は、一八世紀後半以降の財政難を打開する手立てとして、成長著しい「富商富農」を利用し、献金を募り、実質的には苗字帯刀を売るような施策を講じることになるのであつた。その後、十蔵が郡奉行を務めていた寛政三年（一七九一）に「在々肝入・検断役威為被附下候安永八年二苗字帯刀御免之者并其節大肝入嫡子・次男・三男父在役中苗字帯刀御免之者共ニ此度御吟味之上一切苗字帯刀ハ被相留」旨が申し渡され⁽⁶⁾、安永八年からの政策が一旦は取り消されている。しかし、天保二年（一八四〇）には、例えば、一〇〇両の献金をした者は百姓身分のままでの帯刀が許されるなど、全部で六五項目にわたる献金額に応じた特権付与のリストが出されたといひ、同様のリストが元治元年（一八六四）にも村方へ明示されており⁽⁷⁾、身分的特権を売ることにより藩の財政収入を上げようとする考え方自体は、以後、幕末まで変わることはなかつたのである。

四、無礼を働く凡下たち

こうして「士凡入交」じつている様子があちこちで見られるようになってくる一八世紀後半以降の仙台藩では、玉蟲十蔵が指摘するように、士と凡下

との身分的上下関係が弛緩していくことになる。同藩では、これ以前から、弛んだ身分秩序を元に戻すため互いの無礼を禁ずる法令を幾度も発しており、現在筆者が把握しているだけでも、寛文五年（一六六五）から嘉永三年（一八五〇）までの一八五年間に三六回は出している。法令が出された回数を半世紀ごとに集計すると、一七世紀後半に出されたものが六回、一八世紀前半が一二回、一八世紀後半が一二回、そして一九世紀が六回となっている。問題は回数よりもその内容である。

藩士同士の無礼を禁ずる法令、直臣に対する陪臣の無礼を禁ずる法令、そして、士身分に対する凡下身分の無礼を禁ずる法令は一貫して出されている。注目すべきは、宝暦年間以後の変化である。一七世紀後半頃の法令では、「百姓」「在々之者」らの「侍」に対する「乗打」を禁止する法令が目立っているのに対し、一八世紀後半以後のそれは、「商人」や「馬方共」の無礼が問題視されているのである。

全国的な商品生産が活性化し流通網が張り巡らされてくるこの時期に、商人たちの存在がクローズアップしてくるのは頷けようが、「馬方共」の無礼とは果たして何なのだろうか。宝暦二年（一七六二）四月には次のような法令が出されている。⁽⁴⁸⁾

宝暦十二年

写

青木内蔵之助殿

沼部左太郎殿

馬籠佐太夫殿

清野五左衛門殿

志摩

主水

御城下え近在分商買薪其外商買付出馬、近年ハ御町辻々見せ店前え牽立置薪商買仕、通中ハ不及申凡而往還之甚妨ニ成候事ニ候、向後御町場辻々店前等ハ不及申、小路へ不為立置候様可仕候、分而通丁之義ハ他所之者も往還筋之義ニ候得は別而心ヲ用売買も可仕事ニ候条、此末屋主等面々制道仕可為牽通旨急度検断等へ可申渡候、若再申含候而も不肯も候ハ、其旨可申出之由御町奉行え申渡候間、向後辻々店前え荷付馬立置薪売買不仕候様、御近所百姓共え可被申渡候、尤近年ハ米付馬諸

士江行違候ニも一向不片付馬をも牽勝手次第牽通候事ニ相聞得、尚不屈成事ニ候、此以来諸士等へ行違候之砌ハ片付牽通候様、是又可被申渡候

一、御城下四伝馬丁并在々馬方共往還之砌異勝手次第馬を牽、諸侍通中之節も道をもよけす不法之仕形ニ有之、就中四伝馬丁并御近在駅々之馬方共ハ不立、他所之者等えは一入法外之仕形も有之及難儀候由相聞得甚不屈成事ニ候条、勝手次第馬を牽通用は妨ニ不相成様二片付罷通、諸士え対し候而ハ少しも慮外ケ間敷義不仕様兼而屹度御近在駅馬之者え可被申渡候

右之通御近在之者え可被申渡候、若不法之義も有之候ハ、可申出旨検断等え可申渡置旨御町奉行へも申渡候間、在々之儀も前書之通可被申渡置候、以上

四月十七日

江戸時代には日常生活を営む上で燃料としての薪や炭は欠かせかつたわけで、城下町の薪炭需要を背景に近郷の百姓たちが「商買薪」などを売りに来っていたのである。彼らは、連れてきた馬を「御町辻々見せ店前え」繋ぎ、そこで「薪売買」を行っており、「御城下四伝馬丁并在々馬方共」は街道を行く際にも「異勝手間敷」体で馬を牽き、「諸侍」たちと行き逢っても「道をもよけす不法之仕形」なのだという。中でも「四伝馬丁并御近在駅々之馬方共」が特に不作法であり、領外から来た者へ「法外之仕形」をなすとされ、「勝手次第馬を牽通用は妨ニ不相成様二片付罷通、諸士え対し候而ハ少しも慮外ケ間敷義不仕様」に「御近在駅馬之者え可被申渡」旨が命じられている。その後、彼らの行為が是正されたかどうかははっきりしないものの、「馬方共」の「慮外ケ間敷義」は一八世紀に入ってからも見られ、文化一三年（一八一六）二月には、この法令を引用する形で在方へ再度禁令が出されている。⁽⁴⁹⁾

天保七年（一八三六）には、一向に止まない「凡下体軽者」たちの「諸士」に対する無礼行為をどうすれば止めさせられるのか、具体的な案を上申するよう代官たちが命ぜられている。これを受け代官たちは「惣連名」の上で以下のような解決策を提案している。⁽⁵⁰⁾

凡下体軽者諸士え対し不礼慮外ケ間敷儀不可仕旨段々被相触置、尚又去年中も被相触候

得共更二不相改由当二月中御ヶ条を以被相触候二付、御触之趣吟味仕肝入宅并役所等え張紙二仕置候所、何様二首尾仕置哉申達候様被仰下候二付、御触之趣意を以肝要之所摘書取張紙仕候由申達候所、尚又此末行届候儀何様二仕候ハ、可行届哉御弁吟味申達候様被仰渡承知仕、尚寄合吟味仕候処、百姓共諸士え対し不慮外仕間敷由之儀ハ段々被仰渡候而其時々申渡、肝入教諭仕置、猶人別改之節先年分被仰渡置候御条目惣百姓共え御那方横目手前二而為読置候儀ニ御座候間、屹度相守不慮外ケ間敷儀無之訳ニ御座候得共、大勢之小味之内ニハ不慎ミ申者も可在之哉ニ相見得、被仰渡候通り更ニ相改候者も無之様ニ而ハ於拙者共恐人不相濟儀ニ御座候間、尚又書付時々大肝入始村役付組頭等屹度際立相改御法令を相守候様首尾可仕、尚又御条目為読聞已後、惣百姓ともえ御郡方横目手前二而も御趣意相守候様ニ別而教諭仕候ハ、当然行届不相改儀ハ在之間敷と拙者共寄合評儀吟味、此段相違申候、且隨而ハ馬を牽申者ハ不及申、何ぞ担物仕候類并御近在否

御城下え商売之炭薪等凡而附出し往来之馬諸士え行違候節道を不除、御町場辻々見世店前え牽懸置都而往還之妨ニ相成不引合之儀ハ可申達様も無御座候所、扱又百姓共之内操式も無之細民之儀ハ、農業之営ヲ専し仕、礼儀作法を教立候儀も無之、只々田畑之働而已を専と仕候方分田夫野人之育ゆへ、其場所々々寄諸事を正敷不仕候得ハ不相成候ものとの勘弁もうときもの等相見得、

御城下え罷越候而も其身之住村通行之心得二而不作法とも不心得儀ハ民性かと奉存、如前書之折入教諭仕候ハ、不相改儀ハ決而在之間敷候得共、素分根元之育愚民之儀ニ御座候間、早速際立其身々々分相改候儀も無心元御座候間、御城下御町店前え馬を牽懸置調物等仕儀難成由其店々々之主人々々々為相扣候様撮当仕候ハ、

御城下え罷越候節ハ木井等^馬ヲ繫候儀ハ不相成儀と可相心得、不被相制候得ハ先ハ自己二物毎相改候儀不心得之儀ハ愚民之常と相見得候間、御郡二而ハ教諭も仕、御町方二而ハ其撮当仕候様被成候ハ、自然馬を牽懸置往来之妨ニ不相成様可相成と奉存、右様御行届罷成候ハ、自然往来之節も心を付馬を除候様二も可相成哉ニ在之、乍再言御城下之店々主人手前二而ハ被及撮当候ハ、自然ハ土地之他ニ隨ひ候道理二而、是迄之風義も相改候様可相成哉と奉存候、將又

御城下四伝馬町之儀ハ向々ニおゐて別而御吟味も被成下、在々駅々馬方歩夫等風義不宣、御他領者二対し慮外成仕方、猥りニ酒代等をねだり、役前所馬指之者等慮外ケ間敷儀無之様之儀ハ、拙者共手前二而折入吟味教諭撮当仕、為相改候様吟味可仕候、且又三ヶ

所御蔵場并両木場等え諸駄賃之ため請人馬仕候者之儀ハ、角五郎木場之外ハ先ハ馬町・原ノ町辺之者ともニ在之、尤右之者共之内ニ主立候者も在之、通行之節等不作法無之様之儀ハ村役付ハ勿論主立之者とも折々為申聞置候事ニ御座候処、三ヶ所御蔵渡米駄送之儀ハ、其日切駄送済不相成候得ハ難成事ニ而、渡馬又ハ馬数二もより候儀ニハ相聞得候得とも、大概等儀数二より馬数も右ニ准シ相出候様候物二相見得候所、駄送済不相成内ハ暮二及候迄も駄送仕事ニ而、為夫か通用甚敷差急候方分自然通行不作法之儀も生し候訳と奉存候間、猶又此末不作法等之儀無之様嚴ニ申渡、其上二も心得違之者ハ向々相報置、御蔵場え罷出候儀差留候様二も被成下候ハ、相改候様可相成哉ニ奉存候、段々被仰渡候御趣意拙者共二おゐても折入勘弁仕候処、先年分当時之民風格別ニ行違候訳ハ有御座間敷候得とも、自然ハ諸事相濟候儀も在之、片意ニ百姓共分計不作法ニ相成候儀二も在御座間敷哉と奉存候、前々分ハ御郡々々え諸士之住居相増、民間え入込居、人ニ寄百姓之妻子等内外となく出入為仕、時ニ寄候而ハ上下となく酒喰を供ニ仕候族も在之哉ニ粗相聞得、自然諸士之威も薄ク、隨而ハ百姓共之恐懼も薄キ方分、御城下え罷越候而も諸士を恐候儀薄相成候儀も可在之哉と奉存候、近年ハ諸士之内手細工等を以相統之足合二も仕候哉ニ相ミへ、御町方え出入親ミ候方分是以士風不相立訳哉と奉存候、仍而ハ御城下之士風相立候様罷成候ハ、在々百姓とも自然右之風そくニ押移り、尚又相改候様可相成哉と乍恐勘弁仕候間、前書之趣え御取合御吟味被成候様仕度、此段相違申候、已上

五月 御代官惣連名

かなり興味深い内容である。当時、「凡下体軽者」たちに「不慮外」を止めさせるために何をやっており、何が問題で解決に至らないのか、どうすれば解決に導けるのが細々と書かれている。

これを讀むと、百姓の中でも「操式も無之細民」たちは、「農業之営ヲ専し仕、礼儀作法を教立候儀も無之、只々田畑之働而已を専と仕候方分田夫野人之育ゆへ」に場所場所において適切な行動を取らねばならないことすらしっかりと認識していない者もあり、城下に來ても地元之村と同じような行動をとってしまうと述べるなど、愚民觀丸出しの記述が見られ、「素分根元之育愚民」である百姓たちには「御郡二而ハ教諭も仕、御町方二而ハ其撮当仕」ることが大切だと結論づけている。なお、「三ヶ所御蔵場并両木場等え

諸駄賃のため請人馬仕候者」と言えは、それは「角五郎木場之外ハ先ハ馬町・原ノ町辺之者とも」であり、この地域については「主立候者」がいるので、彼らにも協力してもらおうとしている。

また、「三ヶ所御蔵渡米駄送」については、「其日切駄送済不相成候得ハ難成事」であって「駄送済不相成内ハ暮ニ及候迄も駄送仕」るが故に「通用甚敷差急候方今自然通行不法法」になつてしまふのだという。彼らには今後不法作法なきよう徹底した指導を行うとともに違反者には「御蔵場」への立ち入りを禁ずる処置をとるのがよいとする。

いろいろと百姓の行動について述べているが、ここで注目したいのは、「不礼慮外」を働いてしまふ原因を単に百姓たちだけにあると捉えているのではなく、当時の士たちの側にも責任があると指摘している点である。すなわち、「前々々ハ御郡々々え諸士之住居相増、民間え入居、人ニ寄百姓之妻子等内外となく出入為仕、時ニ寄候而ハ上下となく酒喰を供ニ仕候族も在之」ため自然と「士之威も薄ク」なつており、「百姓共之恐懼も薄」くなつてしまつているのだという。士に対する畏敬の念を失つた百姓たちが城下へと赴いたところで「諸士を恐候儀薄相成」り、まして、近年では諸士の中にも「手細工等を以相続之足合ニも」する者たちが見られ、彼らは「御町方え出入親」しんでおり、その結果、「士風不相立」ような状態に陥つていたのでないかとしている。

士たちにとつては、生計を維持するための在郷移住であり、内職であつたのだから、代官たちは、それを身分秩序の弛緩をもたらす一つの理由として挙げていたのである。西磐井郡の大肝入大槻清臣が文化八年（一八一）に書いた『上書』⁽²⁰⁾にも「在郷被相免置候諸士之内ニハ、二代も三代も引続何之勤も無之被指置、御大国御寛仁之御主法ニハ可有御座候処、百姓江入交り酒食を俱ニし、士風も失ひ申族も有之事と奉存候、風義も不正ニ相成如何之様ニ奉存候」とあり、天保七年から遡ること四半世紀前にはすでに士の在郷移住がもたらす弊害について指摘されている。

また、前述したように、天保四年（一八三三）の時点で「大番組始諸士定仙之義も段々被 仰出置候へ共、相続基本立兼候故歟、今以際立定仙之者も無之」ような状態だつたわけであるから、在方の百姓たちにとつても士たち

は見慣れた存在だつたであろうし、むやみに恐れおののくような相手ではなかつたのである。

おわりに

一七世紀に仙台藩領となる地域は、元来、多くの大名家や国人領主らが跋扈していた地域であつた。豊臣・徳川両政権下で近世大名として生き残つていく仙台藩伊達家は自家の領地にそうした地域を抱え込んでいくことになり、旧武士層や戦国期以来の由緒を持つ百姓・町人を大肝入・肝入や検断などに登用することで在地支配を進めていく。

もともと武士の家柄であつたり、由緒正しき御百姓の子孫であつた彼らの中には、苗字を名乗り、刀を差し、「官名」・「受領名」を名乗る者たちが各地に散在していた。藩は彼らを積極的に在地支配に利用するとともに、一七世紀後半以降、彼らから苗字を奪い、刀を奪い、「官名」・「受領名」を奪つていくことによつて被支配者身分たる凡下の体を強制していく身分規制を敷くことになる。そして、遅くとも一八世紀前半までには、藩領域に住む人間を士と凡下に区分する身分規定を整え、支配者身分たる士身分の表象として苗字帯刀を位置づけていくことになるのであつた。もはや凡下身分の勝手な苗字帯刀は許されず、一方で、藩は、何らかの功績を上げた凡下のみ苗字を許し、刀を帯びる権利を与え、褒賞として利用していくことになる。

一方、政事と軍事を担うことを家職とする士たちに対しては、「凡下之管」・「凡下業」を行うことを禁じ、「文武之芸道」⁽²¹⁾に励むこと、各々の分限に応じて家臣を召し抱え、身分格式に応じた供廻りを用意することを義務づけるのであつた。刀を差し、袴を穿き、相応の供を引き連れて歩くのが士たる者の嗜みとされたのである。したがって、例えば、士身分の者が刀を帯びずに出歩き、「刀を不帯候凡下」と間違われ百姓から「慮外」を受けた場合、「一応不都合挨拶、用捨も可有之」なのであつて、容赦なく無礼討ちした士の方が逆に責任追及され処罰されることになるのである。⁽²²⁾

こうして城下町における居住空間や果たすべき職分あるいは姿形など日常生活のあらゆる局面で両者に違いを設け、士と凡下との区分を明確にするの

が理想的な姿なのであったが、一八世紀後半以降、士と凡下の本来的なあり方が大きく崩れていくことになる。一つには藩財政の逼迫化が進むにつれて藩の方針自体が変化していくこと、もう一つには経済活動を通じた下からの社会変動が士たちの生活にも影響を及ぼしてきたためである。

仙台藩六代藩主宗村期の宝暦五年（二七五五）、未曾有の「領内大不作」が発生してしまった仙台藩では、翌年の正月二一日に大幅な供人数の削減を含む儉約令を出している。この宝暦六年令によって、通常であれば藩士たちが必ず行わなければならないような勤めが免除され、藩主への御目見や藩主および藩王家成員に対する御礼の言上あるいは献上物の進上といった儀礼的行為までもが省略されることになる。加えて、かつては大番組士の「無僕足軽体之容子」を咎め処罰した藩当局自身が、諸士たちの無僕を認めるような法令を出すに至っている。ところが、一転、藩は、初入部する新藩主重村を迎えるため、宝暦八年（一七五八）二月には「人馬召連候義并諸御礼其外諸事」について「御儉約已前之通」と旧例に復すよう命じるのであった。

すなわち、藩の財政を再建するということと、儀礼的行為を通じた君臣関係の規律化あるいは主従間の紐帯強化・主従関係の再生産という両方のバランスをどのようにとっていくのか、そこが問題であり、「諸士身持之義」に関する藩の政策も二転三転していきるのである。宝暦期以後も藩は財政再建のために儉約令を出し続けており、しばしば「面々身持等之義」を「用捨」し規定を緩め、時に儉約令以前の状態に戻し、時に微調整を行うなど、紆余曲折していくことになる。片や藩士たちの側も、供連にこだわる者、こだわらない者、そして、こだわれない者たちが見られるようになっていき、文政八年（一八二五）頃には、無役の大番組士たちは「相統難法」のため無僕にて出歩くことが多く、供連を準備できるような者たちまでもが、一人ばかりの供を召し連れたのではかえって目立ってしまうという理由で、敢えて無僕のまま行き来するようになっていた。

また、重村期の明和二年（一七六五）には旱害により引き起こされた三一万石に達するほどの減収などによって藩の財政が大打撃を受け、同四年正月には幕府より関東諸川の修理普請が命ぜられ、更なる悪化を招いてしまう。そこで藩が採った政策は、一門以下知行高三貫文以上の藩士から手伝金を徴

収することであり、かつ、成長著しい「富商富農」を利用し彼らから直接献金を募るというものであって、ここに献金行為による数多くの金上侍の出現を許し百姓の知行取り化をもたらず道が開かれてしまう。

安永八年（一七七九）一月には「御分領中肝入検断一統為御役威之苗字帯刀麻上下御免被成下段」が領内に触れられ、「為御役威」と称して「苗字帯刀麻上下」を「肝入検断」といった凡下たちに許し、彼らは「冥加金」を献上し「恩賞」として「苗字ハ末々御免被成下」などの榮譽に与っている。

こうして巷に苗字を名乗り刀を差す凡下が増え「士凡入交」じっている様子を目の当たりにした玉蟲十蔵は、天明四年（一七八四）に提出した意見書の中でその弊害について語り、進行する「士凡混雑」状況について警鐘を鳴らすのであった。彼は、姿形を以て士・凡下の別を明らかにする原則が成り立たなくなっている様子についても「全体近年帯刀之者凡下にも数多相出衣服に差別無之、貧富に分衣服之善悪有之身分之高下も衣服之善悪に而見得候様に御座候間、富民は貧士を犯し貧士は富民にへりくたり候様罷成、自ら士凡混雑礼義相乱候義と奉存候」と語っている。

ただし、「富民にへりくた」る背景には、明和七年（一七七〇）に高野倫兼が朱子学の基本書である『小学』の一節を引き「以富吞貧」の言葉で表現したような、貧しき者を呑み込む富める者たちの存在があったのである。

養賢堂の学頭を務めた大槻平泉の実兄大槻清臣は西磐井郡の大肝入を務めた人物であるが、彼は、文化八年（一八一）に書き上げた『上書』の中で宝暦・天明の両飢饉以後に「民風」が一変したと記し、天明期以来禁令が出されているにも拘わらず「村方之者」たちが商売を行い商人化している様子について言及している。「商人之風を学ひ売買」を志す「百姓共」に関しては、玉蟲十蔵も『仁政篇』にて述べているところであるが、こうして富を蓄えた「富商富農」はやがて献金行為により苗字帯刀を許され、彼らから借金をするような「小進貧窮之士」たちを侮るようになっていくのである。

もともと凡下であった彼らが苗字帯刀を許され士身分を獲得できたのは、自らの「渡世の営」・「凡下之営」に励み、宝暦・天明期という全国的な商品生産や流通の発展の中で時代の波に乗るなどして富を蓄えたからであり、そうした「渡世の営」を禁じられていたのが個々の士たちなのである。士たち

各自はここに至って社会の進む方向から大きく取り残されていくことにな

り、一八世紀後半以降、日々の糊口を凌ぐため続々と在郷へと居を移すのであった。そして、一九世紀前半までには「大番組始諸士定仙之義」について藩の指導がなされたにも拘わらず「今以際立定仙之者も無之」という様子まで見られ、大槻清臣は在郷に居住する士たちについて「百姓江入交り酒食を俱二し、士風も失ひ申族」までいるとしている。天保七年（一八三六）に「凡下体軽者」たちの「諸士」に対する無礼行為を止めさせるための方策を建言するよう求められた代官たちも、全く同じようなことを述べており、彼らの言葉からは、在郷へ移住した士たちと凡下身分たる百姓たちの心的な距離が縮まっている様子を読み取れ、代官たちは、そこにこそ「士之威も薄ク」なる原因があると見ていたことがわかる。一方で、一八世紀後半～一九世紀前半の仙台城下町では、在郷へ移住する士の数が増え武家屋敷地の空洞化が進み、そこへ凡下たちが進出する動きが見られるとともに、「町方」へと居を移す士や「手細工等」を以て家計の足しにするため「町方」へと出入りし町人たちと親しくなる士たちも見られるようになっていくのであった。

ところで、この頃の藩の法令には士風頹廢を戒める文言を見ることがあり、天保四年（一八三三）の法令では「士風年増ニ相衰、大勢之内ニハ更ニ文武之嗜も無之」云々と述べられている。確かに「文武之芸道相嗜候義は諸士第一之心懸」などと言われ、学問や武芸に励むことが士の務めとされ、怠ることは許されなかったが、文武に励まぬ行為を果たして士たちの心の問題としてだけ片付けてよいのだろうか。

一八世紀末の寛政九年（一七九七）生活に行き詰まった藩士たち二〇三三人が自分たちの生活の惨状を語り家格一門伊達安芸・伊達式部兩人に藩への取りなしを訴えた願書（『落文写』）には、多重債務に苦しみ、「面々出生之子ハ家督計壺兩人助ケ置、其余ハ皆戻し子ニ仕、又は壺人も助ケ置可申様無之者」もいるような「目もあてられぬ事」が起きている実態が述べられ、「武器・馬具・兵具・衣類より器物之類、衣服書冊之類、尤竹木等迄も売払」つて父母妻子を養っている様子について必死に訴えている。「家内父母妻子之衣食とも二取統せ可申様無之」彼らにとつては、「子共く江武術諸芸稽古読書等迄も可為仕様は元より無之」なのであって、「永く家内安堵仕居」こ

とこそが切なる願いだつた。

また、一九世紀前半、一〇代藩主斉宗の文化年間に書かれた目付役連署の意見書では「一統五六十年以前も甚柔弱ニ罷成」つた「諸士風儀」について指摘されており、泰平の世が二〇〇年以上も過ぎ「武芸稽古仕候心懸」も無く、「尺はずれ之大小を帯、或ハ衣服等も莫太ニゆき丈々長ク仕、懦弱之風儀」が見られ、「士之威権不相立、卑賤之者ニも軽蔑被仕候事ニ相到」るとし、「懦弱」に成り下がった藩士たちについて述べられている。

この部分だけを読むとまさに士風頹廢そのものであるが、目付たちは「相続向ハ、面々覚悟ニより候とハ年申、誰ニも難渋を不嫌者ハ素り無之事ニ御座候得共、近來ハ別而万物高直ニ罷成候義ハ、既二月々之様ニ在之、御知行所物成ハ年々出劣り、其上一統之形行、壺人之難行筋も有之、無抱も自然之費、強チ壺人之不覚悟とも相見得不申」と述べ、士たち個々人ではどうしようもない経済的難渋の様子について理解を示している。そしてまた、「連々之貧窮、不得止、礼讓之間までも志相立兼、御用立不申様罷成候者も、粗御座候事ニ相見得申候、右為体ニ御座候得ハ、諸芸等之義も、親々忝共江稽古為仕度と相心得候而も、今日之管指迫り候故、相及兼罷在、遂ニハ不本意無芸無能ニ為相到候義も相見得申候」と語り、何らかの方策を講じるべく議論すべき時期に来ているのではないかとの見解を示している。武芸の稽古に励みもせず「柔弱ニ罷成」つた士たちの存在もさることながら、そこには、「今日之管」さえままならない藩士たちの姿があり、不本意ながら「無芸無能」になってしまいかねない彼らの厳しい日常が横たわつてもいたのである。

以上、仙台藩における士と凡下の問題を切り口に、甚だ不十分ではあるが、近世社会における変化の様子を素描してみた。最後に紹介したように、一八世紀後半から一九世紀にかけての士たちの生活は極めて質素なものに感じることが、茶屋や酒屋に出入りする者たちも見られ、彼らの経済状態が一体どうなっていたのか探ってみる必要も感じる。また、近年、「身分的周縁」と題した研究が盛んに行われ、近世の身分制研究を豊かなものに行っているが、今回は、その成果を組み込めていないのも事実であり、今後の課題とさせていきたい。

注

- (1) 水林彪「近世の法と国制研究序説(五)」(『国家学会雑誌』九四・九・一〇、一九八一年)。
- (2) 高柳真三「刑法及び刑事裁判」(『宮城県史復刻版31』ぎょうせい、一九八七年)、拙著『近世武家の「個」と社会』(刀水書房、二〇〇七年)第二章注22、J・F・モリス『近世武士の「公」と「私」』(清文堂、二〇〇九年)など参照。
- (3) 拙著第二章。
- (4) 拙稿「武士の嗜み、武士の威厳——近世武士の行列と儀礼に関する一考察——」(安達宏昭・河西晃祐編『講座東北の歴史第1巻』清文堂出版、近刊)。
- (5) 拙著第二章七二～七五頁、高柳前掲論文。
- (6) 『秘蔵録』(『復刻版仙台叢書十』宝文堂、一九七二年)二二二～二二四・三〇八～三一頁。
- (7) 『秘蔵録』一八一～一八二頁、『四冊留』(『宮城県史復刻版31』ぎょうせい、一九八七年)五三～五四頁など。
- (8) 田中稔「侍・凡下考」(『史林』五九・四、一九七六年)。
- (9) 薩日内良則「仙台藩の陪臣層について」(『東北歴史資料館研究紀要』八、一九八二年)七～八頁。
- (10) 以上、『秘鑑并衣服之制三』(宮城県図書館所蔵〈KD321-1-1〉)、『秘蔵録』三〇二～三〇三頁、前掲高柳論文などより。
- (11) 以上、吉田正志「近世身分制の確立」(『仙台市史通史編3』第四章第三節)二二～六頁より。
- (12) 『宮城県史復刻版28』(ぎょうせい、一九八七年)六三三頁。
- (13) 拙著第四章参照。
- (14) 『宮城県史復刻版26』(ぎょうせい、一九八七年)三四〇頁。
- (15) 『宮城県史復刻版28』四一〇頁。
- (16) 以上、『秘蔵録』一六七～一六九頁・一五九～一六二頁。
- (17) 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』(東京大学出版会、二〇〇三年)三四四～三四五頁より。
- (18) 高倉淳『仙台藩刑罰記』(一九八八年)七六八(四一七頁)。
- (19) 拙稿「武士の嗜み、武士の威厳 その二——仙台藩士の行列に関する基礎的研究——」(『東北学院大学経済学論集』一七七、二〇〇一年)。
- (20) 『仙台藩刑罰記』九三七(四九四～四九五頁)、『続法禁』(宮城県図書館所蔵〈KD321-1-1〉)四一～一頁より。
- (21) 『仙台藩刑罰記』一〇八〇(五四二頁)。
- (22) 『高野家記録』(宮城県図書館所蔵〈K311-1-1〉)宝暦六年正月二日条。
- (23) 以下、特に断らない限り佐々木慶市「藩政の衰退」(『宮城県史復刻版2』ぎょうせい、一九八七年、第十一章)による。
- (24) 『高野家記録』(退隠記)明和四年四月二三日・二六日条。なお、仙台藩の領民たちによる献金行為については、佐藤大介「仙台藩の献金百姓と領主・地域社会」(『東北アジア研究』一三、二〇〇九年)で天保期の事例が詳細に分析されている。
- (25) 『高野家記録』(退隠記)明和七年九月二三日条。
- (26) 『高野家記録』(退隠記)宝暦一年九月八日条。
- (27) 『高野家記録』(退隠記)明和六年六月二五日条。
- (28) 以下、朴慶洙「仙台藩の流通政策と地域経済圏」(渡辺信夫編『近世日本の生活文化と地域社会』清文堂、一九九五年)、渡辺信夫「江戸時代後期における農村市場の形成とその構造」(渡辺信夫著/大藤修編『渡辺信夫歴史論集1 近世東北地域史の研究』清文堂、二〇〇二年)、平川新「藩財政の窮乏と経済政策」(『仙台市史通史編5』(二〇〇四年)第一章第二節)など参照。
- (29) 『高野家記録』(退隠記)明和六年一〇月一日条、高倉淳編『高野家記録目次』(蔵王町史通史編別冊)(一九九四年)三〇八～三〇九頁。
- (30) 『落文写』(『仙台市史資料編2』(一九九六年)一六～二〇(二二五頁))。なお、同史料を扱った論考として、難波信雄「仙台藩の寛政改革」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』五、一九七三年)がある。
- (31) 『仁政篇』(本庄栄治郎ほか編『近世社会経済叢書 第三巻』クレス出版、一九八九年)。なお、玉蟲十蔵家に関してはモリス前掲書を参照した。
- (32) 『秘蔵録』二五二頁。
- (33) 『秘蔵録』二五一頁。
- (34) 以下、『仙台藩刑罰記』七六八・一〇〇三(四一七・五一五～一六頁)より。
- (35) 『仙台藩刑罰記』六九〇(三八五～三八六頁)。
- (36) 『秘蔵録』二五一～二五二頁。
- (37) 『仙台藩刑罰記』一五〇四(七一～七二二頁)。
- (38) 『六代治家記録』(桂山公)(宮城県図書館所蔵〈KD209-1-1〉)寛政三年一〇月二二日条。
- (39) 鯨井千佐登「庶民の生活」(『仙台市史通史編4』(二〇〇三年)第五章第二節)三四〇～三四一頁。
- (40) 千葉正樹「城下町の景観」(『仙台市史通史編4』第三章第一節)一八七頁。
- (41) 以上、『高野家記録』宝暦五年一月二日条、同宝暦六年三月二日条、同宝暦

- 一二年一月二日条・二月九日条、『統法禁』五一―一より。
- (42) 『統法禁』四―一。
- (43) 佐々木前掲「藩政の衰退」六〇〇頁。
- (44) 『宮城県史復刻版26』六一八―六二〇・六三四―六三五・六四九・六八一・七二七・七四七頁。
- (45) 『高野家記録〈退隠記〉』安永八年九月四日条。
- (46) 『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』（東北大学大学院文学研究科東北文化研究室所蔵〔B391-075〕）寛政三年四五番。
- (47) 以上、今野真「農政の展開」（『仙台市史通史編5』第三章第一節）一六二頁、『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』元治元年六三番より。
- (48) 詳しくは拙著第二章注31を参照。
- (49) 『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』文化二三年―一二番。
- (50) 『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』文化二三年―一二番。
- (51) 『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』天保七年―五九番。
- (52) 『大槻清臣上書』（『仙台市史資料編2』〈一九九六年〉一一六）四〇八頁。
- (53) 『仙台藩刑罰記』七九九（四三一頁）などより。
- (54) 『仙台藩刑罰記』八二四（四四一頁）。
- (55) 『仁政篇』四〇頁。
- (56) 『大槻清臣上書』四一〇―四一三頁。
- (57) 『仁政篇』二四―二五頁。
- (58) 『統法禁』四―一、五―一。
- (59) 『伊達家文書八』（東京帝国大学文学部史料編纂掛編『大日本古文書〈家わけ第三〉』、一九二二年）二九八六（五八九―五九三頁）。

【付記】 本稿は、平成二〇―二三年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。